

神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程

2015(平成 27)年 4 月 1 日 制定

(目的)

第1条 この規程は、神戸国際大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為防止のために必要な事項及び研究活動の不正が生じた場合に適切かつ厳正に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること
- ニ 研究費の不適切な使用 法令及び本学の規則等に反した研究費の使用又は研究費の配分の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用
- ホ その他 研究成果の重複発表、不適切なオーサーシップ等
- へ 前 5 号の行為の証拠隠滅又は立証妨害

(2) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

(3) 研究費 本学個人研究費支給規程に定める個人研究費等の学内研究費及び府省等の公的機関から配分される競争的資金等を中心とした研究費(以下「公的研究費」という。)

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 前項に規定する研究資料等の保存・管理の期間は、当該論文等の発表から 10 年間を原則とする。ただし、試料や標本などの有体物については 5 年間を原則とする。

(不正防止計画推進委員会)

第4条 学長は、本学における研究活動の不正行為防止対策の基本方針を策定・周知し実施するとともに、不正行為と疑われる事案を調査し然るべき措置を行うために、不正防止計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 経済学部長
- (3) リハビリテーション学部長
- (4) 経済文化研究所長
- (5) リハビリテーション学研究所長
- (6) 情報センター長
- (7) 事務部長
- (8) 管理運営センター室長
- (9) 学術情報センター室長
- (10) その他、学長が必要と認めた者

3 推進委員会に委員長を置き、学長が委員長を指名する。

4 前々項第10号に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(推進委員会の会議)

第5条 推進委員会は、推進委員会委員長(以下「推進委員長」という。)が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第6条 推進委員会は、次の各号を審議し、実施する。

- (1) 不正行為防止対策の方針の策定及び周知に関する事項
- (2) 不正行為防止対策の実施に関する事項
- (3) 不正行為の調査及び認定に関する事項
- (4) 不正行為を認定された者に対する措置に関する事項
- (5) その他不正行為の防止及び調査に関し、学長が必要と認めた事項

(コンプライアンス教育)

第7条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施する。

2 コンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持ち、推進委員会の定める方針に基づき、コンプライアンス教育を企画及び実施する者として、統括管理責任者及びコンプライアンス教育推進責任者を置く。

3 前号に定める統括管理責任者は、副学長が当たり、コンプライアンス教育推進責任者は、経済文化研究所長及びリハビリテーション学研究所長がこれに当たる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

5 また、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。啓発活動の内容としては、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものでなければならない。

(告発・相談窓口の設置)

第8条 本学内外からの不正行為に係る告発及び相談(以下「告発等」という。)を受け付けるために、推進委員会に研究活動の不正行為に関する告発・相談窓口(以下「窓口」という。)を設置し、学術情報センターがその事務を担当する。なお、窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等については、学内外に周知するものとする。

2 推進委員長は、告発等の内容に応じて、告発等をした者(以下「告発者」という。)と面談を行う。

3 推進委員長は、告発等の内容を、迅速かつ確実に学長に報告するものとする。

4 不正行為が行われようとしているなどの告発等に対しては、推進委員会がその内容を確認・精査し、学長に報告する。学長が相当の理由があると認めたものについては、推進委員長が警告を行う。

(予備調査)

第9条 推進委員長は、次の各号により不正行為があると疑われる案件の調査を行うにあたり、学長の承認のもと、予備調査委員会を置く。

(1) 第6条に規定する告発等の内容又は告発者との面談の結果

(2) 第6条に規定する告発等によらず明らかとなった疑義の内容

2 予備調査委員会は、当該案件に関し、告発等の内容の合理性及び調査可能性等についての予備調査を行う。

3 予備調査委員会は、学長の承認を得て、推進委員長が指名する若干名の委員をもって組

織する。ただし、当該予備調査案件に関係する者を委員とすることはできない。

- 4 予備調査委員会に、予備調査を統括する委員長を置く。委員長は、学長が指名する。
- 5 予備調査委員会は、予備調査の結果を推進委員長に報告する。
- 6 推進委員会は、予備調査の結果に基づき、調査の要否を審議する。推進委員長はその結果を学長に報告し、学長は調査の要否の決定を行う。
- 7 調査の要否の決定は、告発等の受付をした日又は疑義があることが明らかになった日から起算して概ね 30 日以内に行うものとする。
- 8 学長が調査を行うことを決定した場合、推進委員長は、その旨を理由とともに告発者及び調査の対象となる不正行為を行ったと疑われる者(以下「調査対象者」という。)に通知する。
- 9 学長は、調査を行うことを決定した場合、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を報告する。
- 10 学長が調査を行わないことを決定した場合、推進委員長は、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、推進委員会は予備調査の資料を保存し、告発者の求めに応じ開示する。

(調査・認定)

第 10 条 学長が、告発がなされた案件が調査すべきものであると決定した場合、推進委員長は調査委員会を置き、当該案件の調査を行う。

- 2 調査は、その実施の決定後概ね 30 日以内に開始するものとする。
- 3 学長は、必要に応じて、調査対象者に対し調査対象となっている不正行為に関係する研究費の使用停止を命ずることができる。
- 4 調査委員会の委員は、学長の承認を得て、推進委員長が決定する。ただし、当該調査案件に関係する者を委員とすることはできない。
- 5 調査委員には、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を半数以上含むものとする。
- 6 調査委員会に委員長を置く。委員長は、調査委員の中から学長が指名する。
- 7 推進委員長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び調査対象者に示すものとする。これに対し、告発者及び調査対象者は、あらかじめ推進委員長が定めた期間内に異議申立てをすることができる。推進委員会は、その内容を審査し、その結果を学長に報告する。学長が、異議申立ての内容を妥当と判断した場合は、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。
- 8 調査委員会は、調査の実施にあたっては、告発者及び調査対象者の秘密を守るため、調査方法に十分配慮しなければならない。
- 9 調査委員会委員長が必要と認める場合は、調査委員以外の者に調査委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

- 10 調査委員会の調査において、調査対象者が不正行為に係る疑惑を晴らそうとする場合には、説明又は弁明の機会を与えなければならない。
- 11 調査委員会は、調査結果を推進委員長に報告する。
- 12 推進委員会は、調査の結果に基づき、当該調査案件において不正行為が行われたか否か及び不正行為への調査対象者の関与の度合い等について審議する。推進委員長はその結果を学長に報告し、学長は不正行為の認定を行う。
- 13 前項に規定する審議及び認定の基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 一般的に妥当と認められる社会的規範
 - (2) 学術界及び当該調査案件に係る研究分野における一般的なルール
 - (3) 関係する法令及び関係機関の定めるガイドライン等
 - (4) 本学の諸規則
 - (5) 本学内外における従前の不正行為関連案件の内容
- 14 不正行為の認定は、調査の開始後概ね 150 日以内に行うものとする。

(結果の通知)

- 第 11 条 推進委員長は、調査委員会における調査の内容、推進委員会における審議の結果及び学長による認定の結果を、告発者及び調査対象者に対し、調査案件に関係した者のプライバシー等に配慮しつつ通知する。
- 2 学長は、配分機関等及び文部科学省に、前条の審議の結果および認定の結果を報告する。

(認定に関する不服申立て)

- 第 12 条 告発者および調査対象者は、前条に定める通知を受けた内容に関して、正当な理由がある場合、あらかじめ推進委員長が定めた期間内に不服を申し立てて再認定を求めることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発者および調査対象者は、不服申立てを行う場合には、通知をうけてから 2 週間以内に、不服申立書を推進委員会に提出しなければならない。
 - 3 認定に関する不服申立てがあった場合、学長は、配分機関等及び文部科学省にこれを報告する。
 - 4 不服申立ての内容についての調査は、調査委員会が行い、その結果を推進委員長に報告する。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、学長は推進委員長と協議の上、調査委員会に代えて、他の者に調査させることができる。
 - 5 推進委員会は、不服申立てが妥当であるか否かを審議する。推進委員長はその結果を学長に報告し、学長は再調査の可否を決定する。
 - 6 学長は、不服申立ての却下や再調査開始の決定をした場合、配分機関等及び文部科学省

にこれを報告する。

7 再調査を行うに際して必要な調査、審議等は、第9条及び第10条に定める事項を準用する。ただし、再調査の期間は、50日以内を目安とする。

8 学長は、再調査の結果を配分機関等及び文部科学省に報告する。

(認定後の措置)

第13条 学長は、不正行為の認定を確定した場合は、学校法人八代学院服務規程の定めるところにより、当該行為に関与した者に対する懲戒処分等を、理事長に要請することができる。

2 学長は、不正行為の事実がなかったと認定された場合は、調査対象者の名誉回復及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 学長は、不正行為の認定を確定した場合は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を公表することとする。ただし、合理的な理由がある場合においては、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

4 学長は、不正行為を行った者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

5 学長は、前項に定める勧告の内容及び不正行為を行った者の当該勧告に対する応否を公表するものとする。

(秘密保持)

第14条 学長は、告発者、調査対象者、告発等の内容及び調査内容について、前条第3項に規定する調査結果の公表まで、告発者及び調査対象者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

2 不正行為の告発等の処理に関わった者及び不正行為の調査等に関わった者は、その職務上に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(告発者等の保護)

第15条 学長は、告発者及び調査への協力者に対し、告発・相談及び調査協力等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、告発者及び調査への協力者に対し、告発・相談及び調査協力等を行ったことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処置を行わなければならない。

3 学長は、告発者及び調査への協力者に対して不利益な取扱い等を行った者がいた場合には、学校法人八代学院服務規程の定めるところにより、当該行為に関与した者に対する懲戒処分等を、理事長に要請することができる。

(告発等の客観性)

第 16 条 告発等は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の様態等の事案の内容が明示されているもののみを受付ける。

2 前項の規定に加え、第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する不正行為については、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受付ける。

3 匿名による告発等があった場合でも、その告発の内容に応じ、学長は推進委員長と協議の上、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 学長は、虚偽や他人を誹謗中傷すること等を目的とした悪意による告発等及び調査協力を行った者に対し、学校法人八代学院服務規程の定めるところにより、当該行為に関与した者に対する懲戒処分等を、理事長に要請することができる。

(公的研究費に関する事項)

第 17 条 この規程に定める事項の他、公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関し必要な事項は、神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程に定める。

(所管事務)

第 18 条 本規程に定める事項に係る事務は、学術情報センターが担当する。

(改廃)

第 19 条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2015(平成 27)年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、2015(平成 27)年 8 月 1 日から改正施行する。

3 この規程は、2017(平成 29)年 3 月 1 日から改正施行する。

4 この規程は、2021(令和 3)年 2 月 1 日から改正施行する。